

別表第1 所得基準額(世帯人員別所得基準額)

世帯人員	所得基準額	備考
1人	200万円	世帯人員(※)が7人を超える場合は1人ますごとに21万円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。
2人	220万円	
3人	243万円	
4人	273万円	
5人	303万円	
6人	333万円	
7人	363万円	

※世帯人員とは同居・別居を問わず出願者と生計を一にするもの。

別表第2 給与等所得金額の算出

<p>§ 収入金額 ≤ 294万円 所得金額 = 0円</p>
<p>§ 294万円 < 収入金額 ≤ 400万円 所得金額 = 収入金額 × 0.8 - 235万円</p>
<p>§ 400万円 < 収入金額 ≤ 844万円 所得金額 = 収入金額 × 0.7 - 195万円</p>
<p>§ 844万円 < 収入金額 所得金額 = 収入金額 - 448万円</p>

別表第3 特別控除額

特別の事情		特別控除額	証明書添付
1	母(父)子家庭であること	500,000円	不要
2	修学者のいる世帯であること(本人も含む)	小学校児童 一人につき 110,000円	
		中学校生徒 一人につき 180,000円	
		国公立高等学校生徒 一人につき 270,000円	
		私立高等学校生徒 一人につき 390,000円	
		国公立高等専門学校生徒 一人につき 340,000円	
		私立専修学校生徒(自宅通学) 一人につき 570,000円	
		〃 (自宅外通学) 一人につき 1,300,000円	
		国公立大学学生(自宅通学) 一人につき 560,000円	
〃 (自宅外通学) 一人につき 1,300,000円			
私立大学学生(自宅通学) 一人につき 960,000円			
〃 (自宅外通学) 一人につき 1,370,000円			
3	身体障害者、長期療養者のいる世帯であること	それぞれの事情によって経済的に特別の支出をしている金額。ただし、身体障害者は一人につき820,000円を限度とする。	要
4	家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している金額。ただし680,000円を限度とする。	
5	火災・風水害・盗難などの被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るために基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって減収または支出増になると見とめられる年間金額。	
6	父母以外の者で給与所得を得ているものがある世帯であること	父母以外の所得については一人につき380,000円。ただし、その所得金額が380,000円未満の場合はその所得金額。	